

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月28日

山口県知事様

提出者

住所 山口県岩国市元町一丁目8番10号

氏名 株式会社 ミヤベ

代表取締役 宮部 智之

電話番号 0827-21-6245

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 ミヤベ
事業場の所在地	山口県岩国市元町一丁目8番10号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業・総合工事業
② 事業の規模	182,069万円
③ 従業員数	70人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1「産業廃棄物の一連の処理工程」のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙2「管理体制図」のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	—
	排 出 量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
別紙3のとおり			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	—
	排 出 量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
別紙4のとおり			
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類は分別するとともに、石綿産業廃棄物についても他の廃棄物に混入しないように確実に分別し、処分を実施。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記のとおり		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	全処理委託量	— t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
別紙3のとおり			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	全処理委託量	— t	— t
	優良認定処理業者への 処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
別紙5のとおり			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1

【産業廃棄物一連の処理工程】

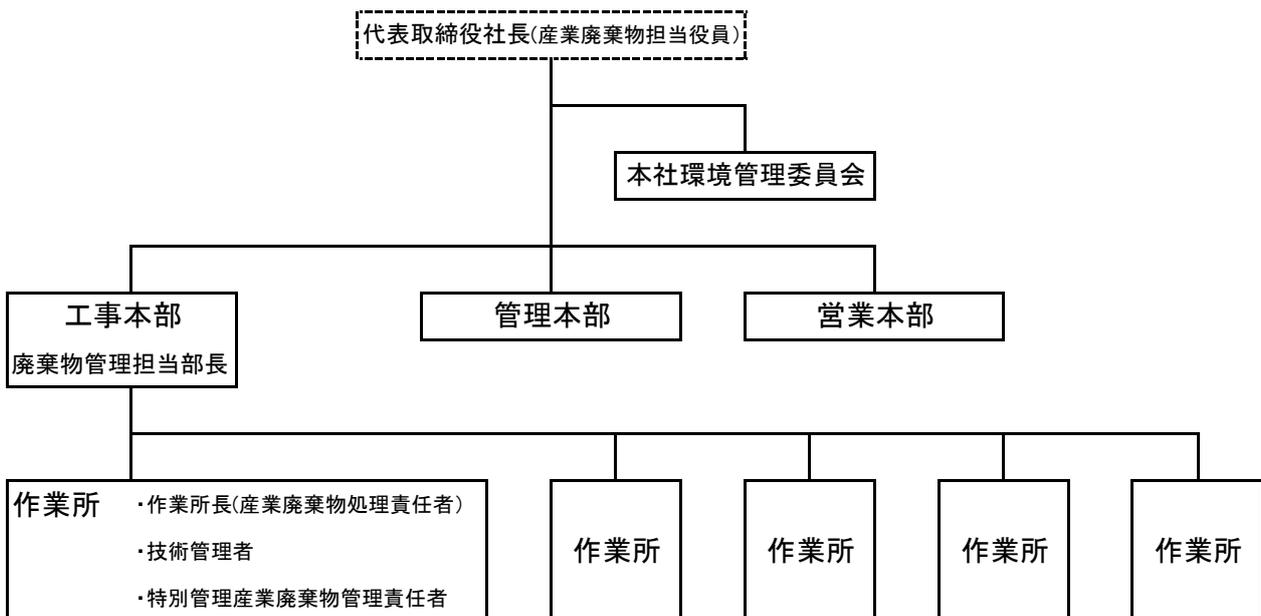
廃棄物の品目	処 理 状 況
燃え殻	中間処理(天日乾燥)の後、埋立処分している。
汚泥	中間処理(脱塩・分離・改質・天日乾燥)の後、セメント原料化及び埋立処分を行う。
廃油	中間処理(油水分離・焼却・溶融)の後、灯油・軽油に再生利用。
廃アルカリ	中間処理(汚水処理、脱水)の後、セメント原料化を行う。
廃プラスチック	排出量のほとんどを中間処理(溶融固化)し固形燃料等に再生利用。
紙くず	中間処理(溶融固化)し固形燃料等に再生利用。
木くず	木くずのほとんどが伐採木で、中間処理(破碎)しチップ化または家畜の敷物等に資源化している。
金属くず	有価物であるのでほとんどを再生業者を通じ商品として流通
ガラスくず、コンクリートくず 陶磁器くず	排出量のほとんどを道路材等に再生利用している。
がれき類	排出量のほとんどを道路材等に再生利用している。

別紙2

【管理体制図】

統括責任者		代表取締役社長
廃棄物担当		工事本部 組織人数 3人
役割	環境管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理に関する検討 ○廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長 - 社長 ・委員 - 関連部署 ・事務局 - 総務部総務課
	廃棄物処理統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理方針の策定 ○廃棄物管理規定の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物処理担当課長	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の設置 ○監督官庁への各種報告 ○社員、従業員、関連会社に対する教育・啓発 ○各作業所に対する情報提供、支援及び指導 ○その他関係する事項

廃棄物管理組織



別紙3

◎産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<これまで実施した取組>

廃棄物の種類	再生利用	中間処理	最終処分
燃 え 殻		天日乾燥	管理型埋立処分
汚 泥	セメント原料化	脱塩・分離・改質、天日乾燥	管理型埋立処分
廃 油	灯油、軽油	油水分離、焼却、溶融	
廃 アルカリ	セメント原料化	汚水処理、脱水	
廃 プラスチック	固形燃料	溶融固化	安定型埋立処分
紙 く ず	固形燃料	溶融固化	
木 く ず	木材チップ等	破碎	
金 属 く ず	金属化		安定型埋立処分
ガラスくず、コンクリートくず 陶 磁 器 く ず	骨材化	破碎	管理型埋立処分
が れ き 類	アスファルト合材再生、骨材化	破碎	

別紙4

【今後実施する予定の取組】

◎発生抑制の目標達成に向けた具体的な対策

発生抑制	<p>① 廃棄物の発生抑制に考慮したした工事方法を採用する。</p> <p>ア. コンクリート構造物は、現場打設せずにできれば2次製品を使用し、コンクリートくずの発生を抑制する。</p> <p>イ. 杭、丁張板等の測量材・仮設材、コンパネ等の型枠材の再使用を徹底し木製ゴミの発生抑制を図る。</p> <p>ウ. 道路をカッター切断する場合、湿式なら汚泥が発生するので、極力乾式を使用し汚泥発生の抑制に努める。</p> <p>② 施工材料の搬入数量を適正に管理する。</p> <p>③ 再使用できる梱包材の使用を求め、梱包ごみの発生を抑制する。</p>
------	---

別紙5

【今後実施する予定の取組】

◎再生利用、中間処理の目標達成に向けた具体的な対策

再生利用	① コンクリートくず、アスファルトくずは骨材等として再生利用する。 ② 木くずは合板用チップ等に再生利用する。 ③ 作業所内での分別を推進し、混合廃棄物となる割合の低減を図る。 ④ 県等が推進する産業廃棄物再生利用情報ネットワークに参画する。
中間処理	① 汚泥は、中間処理業者に委託し減量化・再資源化を図る。
その他	① 処理業者の選定・契約にあたっては、委託先の現地調査・事前調査を実施する。 ② 2者契約を徹底し適正な委託料金を確保する。 ③ 委託処理状況の確認は、定期的を実施する。 ④ マニフェスト伝票の管理を徹底する。

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(令和5年度計画)

別紙2-1

多量排出事業者 名称	株式会社 ミヤベ	所在地(市町名)	岩国市	事業の種類	建設業・総合工事業
------------	----------	----------	-----	-------	-----------

(単位:トン)

区分	種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項											
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量			
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画		
産 業 廃 棄 物	燃え殻																						
	汚泥	70	70									70	70										
	廃油																						
	廃酸																						
	廃アルカリ	2	2									2	2	2	2								
	廃プラスチック類	45	45									45	45			38	38						
	紙くず	1	1									1	1			1	1						
	木くず	166	166									166	166			31	31						
	繊維くず																						
	動植物性残さ																						
産 業 廃 棄 物	動物系固形不要物																						
	ゴムくず																						
	金属くず	4	4									4	4			3	3						
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	1	1									1	1										
	磁さい																						
	がれき類	2,612	2,612									2,612	2,612			2,612	2,612						
	動物のふん尿																						
	動物の死体																						
	ばいじん																						
	13号廃棄物																						
計 (A)	2,901	2,901	0	0	0	0	0	0	0	0	2,901	2,901	2	2	2,685	2,685	0	0	0	0	0		